

令和5年5月1日

保護者各位

那覇市教育委員会
教育長 山城良嗣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の学校における
対応等について（周知）

平素より、学校における感染症対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

みだしのことについて、令和5年4月28日付け5文科初第347号にて文部科学省初等中等
教育局長から別添のとおり通知され、新型コロナウイルス感染症対策の見直しが行われます。

各学校においては、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、適切
な対応が求められております。

つきましては、下記のとおり、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応

- (1) 発症日を0日として5日間は登校を控え、出席停止として取り扱う。
- (2) 5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して
24時間程度が経過するまでは、登校を控え様子を見ること。その期間は出席停止とし
て取り扱う。
- (3) 症状が重い場合は、医師に相談すること。
- (4) 10日間が経過するまでは、感染させる可能性があることから、不織布マスクを着用
したり、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へ感染させないよう配慮す
ること。

2. 濃厚接触者の取扱

5類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」とし
て特定されることはありません。

3. 家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応

登校することは可能である。登校する場合は、新型コロナに罹患した方の発症日を0日と
して特に5日間は体調に注意すること。7日目までは発症する可能性があります。

※周囲への配慮（感染させる可能性がある等）の理由で、学校を休む場合は、理由ありの
欠席とする。

4. 発熱や咳等がある児童生徒への対応

軽微な症状があることを理由に登校を一律に制限する必要はない。発熱等、普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに自宅で休養すること。

※周囲への配慮（感染させる可能性がある等）の理由で、学校を休む場合は、理由ありの欠席とする。

5. 感染不安による欠席について

感染不安により学校を休む場合は、理由ありの欠席とする。ただし、同居家族、児童生徒に基礎疾患等があるといった合理的な理由があると学校長が認めた場合には、欠席ではなく、出席停止として取扱う。

6. 医療機関・保健所からの証明書等の取得について

新型コロナウイルスに感染し療養を終えて学校等に復帰する際、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類や診断書等の提出は求めない。

【学校における感染症対策の考え方】

○家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握は行う。ただし、個人の検温シート等への記入、提出は必要ない。

○適切な換気の確保

○手洗いなどの手指衛生や咳エチケットの指導

感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと。これまでも示しているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用は求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ない。

【資料】

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」
文部科学省
- ・「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応のガイドライン（令和5年5月改定版）」文部科学省
- ・「5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」
令和5年4月28日付け5文科初第347号 文部科学省初等中等教育局長

<本件のお問い合わせ>

那覇市教育委員会学校教育課

TEL：098-917-3506

FAX：098-917-3522